

## 介護保険料(65歳以上の方)本算定のご案内

### ◆介護保険料(年額)の通知を7月中旬に発送します

65歳以上の皆さんに介護保険料の納入通知書兼特別徴収額通知書を7月中旬に通知します。  
今回の通知書は、住民税額の確定に伴い、平成26年度の介護保険料を決定(確定賦課)したもので、各納期の保険料については、既に到来した納期(4月・6月)と今後到来する納期(8月以降)の保険料の合計額が、年間保険料額になるように調整しています。

### ◆保険料の納め方

●特別徴収(年金からの天引き)……65歳以上で、年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金)を年額18万円(月額15,000円)以上受給されている方

#### ●8月の徴収額が変更となっている方がいます(特別徴収額の平準化)

介護保険料の特別徴収は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいておりますが、収入の変動などで前年度の仮徴収額と本徴収額の差が著しい場合には、10月以降の保険料が均等になるよう8月の徴収額を変更しています。

●普通徴収(納付書、口座振替による納付)……年度の途中で65歳になられた方や転入の方や年金が年額18万円(月額15,000円)未満の方など

納付書による納付の方は、各納期までに取扱金融機関またはコンビニ等で納めてください。

※納めに行く手間が省け、納め忘れの心配がない、口座振替がおすすめです。

月	4月5月	6月7月	8月9月	10月11月	12月1月	2月3月
期	1期	2期	3期	4期	5期	6期
普通徴収	4月30日(水)	6月30日(月)	9月1日(月)	10月31日(金)	12月25日(木)	3月2日(月)
特別徴収	4月年金より天引き	6月年金より天引き	8月年金より天引き	10月年金より天引き	12月年金より天引き	2月年金より天引き

■問い合わせ 介護保険課介護保険担当(内線112~114)



「河川愛護デー」  
水防意識を高めましょう!  
市では、昭和34年の台風災害を教訓に、各地域で河川愛護活動を実施しています。  
今年も、7月6日(日)を中心とした休日等を「河川愛護デー」の実施日と定め、台風等による水害の防止と河川への愛着を高めることを目的に、自治会ごとに河川・水路等の除草、清掃、土のうづくり等の作業を行います。  
市民の皆さんの積極的な参加をお願いします。

風水害対策は万全ですか?  
災害は日ごろの備えが大切です

また、昨年配布した『土砂災害(洪水)ハザードマップ』をご覧いただき、土石流やがけ崩れ等、災害の恐れのある場所、避難場所や経路を確認する機会にしましょう。

※「土砂災害(洪水)ハザードマップ」は市のホームページでも確認できるほか、建設課窓口でも配布しています。

#### ■問い合わせ

建設課管理担当

(内線246・247)

#### 台風や大雨に備えて

7月から9月は台風の上陸が多い季節です。暴風雨による河川の急激な増水や、土砂崩れなどもたらす被害を最小限に抑えるためにも、普段から河川のごみを除去したり、気象庁が発表する警報・注意報等に耳をかたむけ、危険を感じたらすぐ避難するなど、落ち着いて安全な行動ができるよう心掛けましょう。

#### ■問い合わせ

総務課防災交通担当

(内線339・309)